

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年9月5日
【会社名】	ITbookホールディングス株式会社
【英訳名】	ITbook Holdings Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼CEO 恩田 饒 代表取締役社長 前 俊守
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町二丁目8番4号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	ITbook株式会社 執行役員 久野 慎一郎 サムシングホールディングス株式会社 取締役管理本部長 東 剛史
【最寄りの連絡場所】	ITbook株式会社 東京都港区虎ノ門三丁目1番1号 サムシングホールディングス株式会社 東京都江東区木場1丁目5番25号
【電話番号】	ITbook株式会社 03 - 6435 - 8711（代表） サムシングホールディングス株式会社 03 - 5665 - 0840（代表）
【事務連絡者氏名】	ITbook株式会社 執行役員 久野 慎一郎 サムシングホールディングス株式会社 取締役管理本部長 東 剛史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	1,935,148,121円（注）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。 （注） 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、ITbook株式会社（以下、「ITbook」といいます。）及びサムシングホールディングス株式会社（以下、「サムシング」といいます。）の最近事業年度末日（ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額を記載しております。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成30年6月12日付で提出した有価証券届出書（平成30年7月4日付及び平成30年8月21日付で提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項のうち、ITbook及びサムシングが平成30年8月2日付で上場申請を行った当社の株式について、平成30年9月3日付で当社の株式について株式会社東京証券取引所より上場が承認されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、当該事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

- 4 組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠
(2) 株式移転比率の算定根拠等
上場廃止となる見込み及びその事由

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 4 事業等のリスク

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
(2) 新株予約権等の状況

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社が提出した書類
臨時報告書

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	19,791,952株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1. 普通株式は、平成30年5月28日に開催されたITbook及びサムシング(以下、総称して「両社」という場合があります。)の取締役会の決議(株式移転計画の作成)、ITbookにおいては平成30年6月28日に開催された定時株主総会、サムシングにおいては平成30年6月28日に開催された臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
2. ITbookの普通株式の発行済株式総数16,710,000株(平成30年3月31日時点)、サムシングの普通株式の発行済株式総数4,114,200株(平成30年6月30日時点)を前提として算出しています。ただし、両社は基準時までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数(38株)及び会社法第806条第1項に基づく株式買取請求を行ったサムシングの主要株主である株式会社シノケングループが買取請求する株式数(870,000株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、両社の自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
3. ITbook及びサムシングは、当社の普通株式について、平成30年8月2日付で株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に新規上場申請を行いました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	19,791,952株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。なお、当社は種類株式発行会社ではありません。普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。(注) 4

- (注) 1. 普通株式は、平成30年5月28日に開催されたITbook及びサムシング(以下、総称して「両社」という場合があります。)の取締役会の決議(株式移転計画の作成)、ITbookにおいては平成30年6月28日に開催された定時株主総会、サムシングにおいては平成30年6月28日に開催された臨時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づき行う株式移転(以下、「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定です。
2. ITbookの普通株式の発行済株式総数16,710,000株(平成30年3月31日時点)、サムシングの普通株式の発行済株式総数4,114,200株(平成30年6月30日時点)を前提として算出しています。ただし、両社は基準時までに、それぞれが所有する自己株式を消却する予定であるため、ITbookの平成30年3月31日時点における自己株式数(38株)及び会社法第806条第1項に基づく株式買取請求を行ったサムシングの主要株主である株式会社シノケングループが買取請求する株式数(870,000株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。また、両社の自己株式数が基準時までに変動した場合は、当社が交付する新株式数が変動することがあります。
3. ITbook及びサムシングは、当社の普通株式について、平成30年8月2日付で株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)マザーズ市場に新規上場申請を行い、平成30年9月3日に上場が承認されました。
4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
 名称 株式会社証券保管振替機構
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

（訂正前）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転に際して、基準時におけるITbook及びサムシングの株主に、ITbook株式1株に対して1株、サムシング普通株式1株に対して0.95株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）において未確定ですが、ITbook及びサムシングの最近事業年度末日（ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は1,935,148,121円であり、発行価額の総額のうち900,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続きを行い、平成30年10月1日より東京証券取引所マザーズ市場に上場する予定です。東京証券取引所への上場申請手続きは、東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項に基づいて行いました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

（訂正後）

株式移転によることとします。（注）1、2

- （注）1 普通株式は、本株式移転に際して、基準時におけるITbook及びサムシングの株主に、ITbook株式1株に対して1株、サムシング普通株式1株に対して0.95株の割合で割当て交付いたします。各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本訂正届出書提出日（平成30年9月5日）において未確定ですが、ITbook及びサムシングの最近事業年度末日（ITbookは平成30年3月31日、サムシングは平成29年12月31日）現在における株主資本の額（簿価）を合算した金額は1,935,148,121円であり、発行価額の総額のうち900,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1 新規発行株式」に記載の普通株式について、平成30年8月2日に東京証券取引所への上場申請手続き（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、平成30年9月3日に上場が承認されました。これに伴い、同規程に定める、いわゆるテクニカル上場（同規程第2条第(73)号、第208条）により平成30年10月1日より東京証券取引所マザーズに上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6ヶ月以内に上場申請するものに限る（同施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

4【組織再編成に係る割当ての内容及びその算定根拠】

(2) 株式移転比率の算定根拠等

上場廃止となる見込み及びその事由

（訂正前）

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場に平成30年8月2日に新規上場申請を行いました。上場日は、平成30年10月1日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により当社の子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成30年9月26日にそれぞれ東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場を上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

（訂正後）

両社は、新たに設立する当社の株式について、東京証券取引所マザーズ市場に平成30年8月2日に新規上場申請を行い、平成30年9月3日に上場が承認されました。上場日は、平成30年10月1日を予定しております。

また、両社は、本株式移転により当社の子会社となりますので、当社の上場に先立ち、平成30年9月26日にそれぞれ東京証券取引所マザーズ市場及びジャスダック市場を上場廃止となる予定です。

なお、当社の株式上場日及び両社の上場廃止日につきましては、東京証券取引所の規則に従って決定されることとなります。

第三部【企業情報】

第2【事業の状況】

4【事業等のリスク】

（訂正前）

有価証券届出書に記載したIT事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）現在において判断したものであります。

（後略）

（訂正後）

有価証券届出書に記載したIT事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。なお、文中における将来に関する事項は、本訂正届出書提出日（平成30年9月5日）現在において判断したものであります。

（後略）

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

(訂正前)

ITbookが発行した新株予約権は、本株式移転の効力発生日をもって消滅し、同日付で当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	101,100(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	101,100(注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり525円(注4)
新株予約権の行使期間	自 平成31年7月20日 至 平成32年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「(6)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(5)新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(9)組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

(後略)

(訂正後)

ITbookが発行した新株予約権は、本株式移転の効力発生日をもって消滅し、同日付で当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりです。

ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容

区分	株式移転効力発生日現在 (平成30年10月1日)
新株予約権の数(個)	89,200(注1)
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注2)
新株予約権の目的となる株式の数 (株)	89,200(注3)
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株あたり525円(注4)
新株予約権の行使期間	自 平成31年7月20日 至 平成32年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(3)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」及び「(6)増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(5)新株予約権の行使の条件」をご参照下さい。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙2-2 ITbookホールディングス株式会社 第1回新株予約権の内容の「(9)組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針」をご参照下さい。

(後略)

第五部【組織再編成対象会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

ア ITbook

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日関東財務局長に提出。

イ サムシング

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年8月21日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月28日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月6日関東財務局長に提出。

(3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日関東財務局長に提出。

(訂正後)

ア ITbook

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年9月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日関東財務局長に提出。

イ サムシング

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（平成30年9月5日）までに、以下の臨時報告書を提出。

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年3月28日関東財務局長に提出。

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書を平成30年4月6日関東財務局長に提出。

(3) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日関東財務局長に提出。